平成２６年（フ）第１１号
山口市吉敷中東３丁目13番７―306号
債務者　西村　倫美
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２号
山口市湯田温泉６丁目３番14―1204号
債務者　西村　節子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３２６５号
東京都足立区東保木間１丁目５―９―403
債務者　北久保義孝
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３２３号
東京都葛飾区東四つ木４丁目19―10
債務者　織戸　静子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３２６号
東京都荒川区東日暮里１丁目16―２―602
債務者　杉山　直樹
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３３１号
東京都東大和市立野３丁目1293―10　グリーンタウン１号棟316号
債務者　新谷　勝重
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３３３号
東京都新宿区中落合１丁目21―３―202
債務者　松田明こと　金　　明一
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３３５号
東京都東久留米市柳窪２丁目11―15　野崎ビル85―106
債務者　土橋　美智（旧姓リングワルド）
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３３７号
東京都世田谷区代沢４丁目７―13―101
債務者　梅林　　彰
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３３８号
東京都世田谷区代沢４丁目７―13―101
債務者　アレラ　テレシータ　サロン
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３３９号
東京都世田谷区松原２丁目35―７―102
債務者　金本　星美（旧姓東）
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３４０号
東京都墨田区八広１丁目25―１―602
債務者　永野　宣治
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３４４号
東京都新宿区上落合１―５―３―203、住民票上の住所熊本県八代市沖町4037―３
債務者　村田　和明
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３４９号
東京都墨田区東向島４丁目24―22
債務者　福田　太郎
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３５０号
東京都荒川区南千住３丁目23―18―102
債務者　田中美奈子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３５５号
東京都昭島市松原町３丁目６―７―203
債務者　町田　　実
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部